

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社和田建設	代表者氏名	和田 正広
主たる営業所の所在地	高知県高知市役知町 26 番 4 号		
許可番号	高知県知事許可 (般)第 8985 号	許可を受けている建設業の種類	建

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 10 月 13 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項本文及び同項第 2 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建築一式工事業に関する営業のうち公共工事 (国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第 1 に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。)) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。) 以外の工事に係るもの			
2 期間			
令和 4 年 10 月 28 日から同年 11 月 28 日までの 32 日間			
処分の原因となった事実	建設業法違反 (第 16 条、第 24 条の 8、第 26 条)		
株式会社和田建設は、令和 3 年度に施工した民間工事において、建設業法第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、建設業法施行令 (昭和 31 年政令第 273 号) 第 2 条に規定する金額以上の下請契約を締結し、当該下請契約に係る工事に伴う同法第 24 条の 8 の規定による施工体制台帳の作成等及び同法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者の設置を怠った。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	—		